



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (1世帯あたり10万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期のめやす

支給日は月2回設けており、確認書を受付しだい決定します。詳しくは町ホームページで確認してください。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

南風原町から確認書が 届きます (要返送)

返送期限：令和4年5月13日(金)まで
令和3年12月10日時点で住民登録のある世帯の世帯主へ送付します。中身を確認し、返送してください。

申請が必要です

返送期限：令和4年9月30日(金)まで
非課税世帯相当とは世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1ヶ月収入×12倍)が町民税均等割水準以下(例：単身世帯の場合収入93万以下)であることを指します。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00 ~ 20:00

南風原町役場 こども課 臨時給付金係
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

098-889-4411

受付時間 平日8:30 ~ 17:15



司法書士 **さくがわ 佐久川 聡**

無料法律相談

- 不動産の登記** ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更 ●抵当権の設定や抹消
- 会社登記** ●会社の設立・解散・役員変更などの登記手続き ●定款変更
- 裁判事務手続き** ●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成 ●訴状、成年後見申立書などの作成
- 債務整理** ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き ●過払い金の回収

さくがわ司法書士事務所

〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831

相続手続き

●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策 ●相続の放棄

業務時間
平日：9:00~18:00
休日：土、日、祝日
※事前にご予約いただければ、平日 18:00 以降のご相談も受け付けております。



3月は新しい国民健康保険証の 切替時期です

【問】国保年金課 ☎889-1798

現在、国民健康保険に加入中の75歳未満の方については、保険証の有効期限が令和4年3月31日までとなっています。新しい保険証は、3月中旬頃に簡易書留にて郵送いたしますので受け取りをお願いします。

▶新保険証が郵送される世帯

国保税を納付済みの世帯

▶簡易書留が受け取れなかった場合

不在通知を持って南風原中郵便局で受け取りをお願いします。

※保険証が役場へ戻ってくるのは、4月です。それまでは郵便局でしか受け取りができません。

▶新保険証が郵送されない世帯

国保税に納め忘れがある世帯

※8期(令和4年1月31日)以前の納め忘れが対象です。
※対象の世帯には「更新案内ハガキ」をお送りしています。

▶更新案内ハガキが届いたら

混雑を避けるために、字ごとの受付を行いますので右記日程表での来庁をお願いします。納付確認後の更新となります。

※場 所：役場1階5番窓口 国保年金課

▶受付日程

日 時	行 政 区	受 付 時 間
3月1日(火)	与那覇・宮城	9:00~11:30
	大名・新川・東新川	13:00~16:30
3月2日(水)	宮平・慶原・北丘ハイツ・宮平ハイツ	9:00~11:30
	兼城・兼平・本部	13:00~16:30
3月3日(木)	喜屋武・照屋	9:00~11:30
	山川・神里	13:00~16:30
3月4日(金)	津嘉山	9:00~16:30
3月7日(月)	兼本ハイツ・第一団地	9:00~11:30
	第二団地	13:00~16:30

▶国保税の納付が難しい場合

国保税を滞納すると、処分(差押)の対象となる場合があります。納付が難しい方へ納付相談を実施していますので、必ず窓口へご相談ください。

収入がなくても申告をしましょう

収入がない方でも未申告の場合には国保税の軽減措置が適用されません。また、医療費の自己負担限度額が上位所得者として判断されます。



軽自動車・バイクの手続きは 3月までにお済ませください

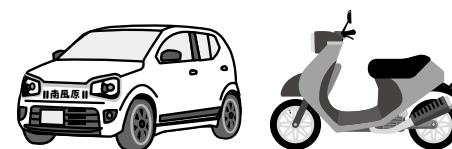
詳細は右記の
QRコードから
確認できます。



軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。軽自動車などの変更手続きは3月までに済ませましょう。

手続きが必要な方

- 転入、転出された方 ●譲渡する方および譲り受ける方
- 軽自動車、バイクを抹消する方



▶手続き窓口

車 種	手続き窓口	問い合わせ先
原動機付自転車 (50cc~125cc)	役 場 2 階 税 務 課	☎889-4413
小型特殊自動車 (農耕用・ミニカー)		
軽自動車	軽自動車検査協会	☎050-3816-3126
軽二輪 (126cc~250cc)	陸 運 事 務 所	☎050-5540-2091
小型二輪車 (250cc超え)		

“生前贈与を考える”

長年連れ添った妻に老後の生活を保障するため、
自宅を無税でプレゼントする。

税理士 法人 八幡会計事務所

税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子
那覇市寄宮2丁目5番45号 電話 (098) 854-2440



Fun to Riding



公安委員会指定



Fun to Driving

津嘉山自動車学校

サンエーつかざんシティより八重瀬町向け 200m
〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1
TEL.889-5542 ☎0120-489052